

景品表示法に関する説明会

不当な顧客誘引を防止するため、不当表示や過大な景品類の提供は景品表示法によって規制されています。

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

と き 令和元年9月26日(木) 午後2時00分 ~ 午後4時00分

と ころ 大阪赤十字会館 301会議室
大阪府中央区大手前2-1-7
※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅
(3番出口徒歩5分)
※京阪電車「天満橋」駅(徒歩7分)

定 員 200名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で事業を行っている事業者
及び事業者団体

講 師 公正取引委員会 担当職員

内 容 景品表示法の概要
景品表示法違反事例
質疑応答 等



申込方法
申込期間

■インターネット(電子申請)をご利用の場合

【令和元年8月23日(金)〆切】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス からお申込みください。

[電子申請URL]

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2019060074>

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

[申込み先]

□郵送【令和元年8月23日(金)到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階

大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【令和元年8月23日(金)受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

※電話による申し込みの受付は行いません

主 催 大阪府

[問い合わせ先]大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)